

福島県立郡山北工業高等学校工業クラブ会則

(名 称)

第1条 この組織は、福島県立郡山北工業高等学校工業クラブ（以下工業クラブ）と称する。

(目 的)

第2条 工業クラブは、福島県高等学校工業クラブ連盟の事業に協賛して、本校工業学習の実践と発展および活性化の推進を目的とする。

(事 業)

第3条 工業クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業の目標達成に努める。

(1) 福島県高等学校工業クラブ連盟が主催する事業に関すること。

- ① 高校生ものづくりコンテスト
- ② 高校生ロボット競技
- ③ コンピュータアイデアコンテスト
- ④ 各種技術検定試験
- ⑤ その他

(2) 高等学校文化連盟に関すること。

(3) 産業教育フェアに関すること。

(4) 工業技術を生かした社会奉仕活動。

(5) その他、目的達成に必要な事業。

(会 員)

第4条 工業クラブは、本校在籍の生徒をもって組織する。

(機 関)

第5条 工業クラブには、次の機関を置く。

(1) 総 会 工業クラブの事業並びに予算・決算について審議・決定する。

(2) 役員会 工業クラブの事業並びに予算・決算について企画・立案する。

2. 総会は毎年生徒会総会時に開催する。

3. 役員会は総会前に開催する。

(役員)

第6条 工業クラブには、次の役員および顧問を置く。

クラブ会長 1名 副会長 2名 その他役員 4名

顧問(工業クラブ代表(科長代表), 各科代表)

2. 役員は、各科(機械科 2名)から選出し計7名で組織する。
3. 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
4. クラブ会長は、工業クラブ代表の所属する科の生徒とする。
5. 福島県高等学校工業クラブ連盟の生徒評議員はクラブ会長とする。

第7条 役員は、顧問の指導を受け、次の任に当たる。

- (1) クラブ会長は、工業クラブを代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、クラブ会長を補佐し、クラブ会長不在のときは任務を代行する。
- (3) 役員は、事業の計画、予算の審議に当たる。特に、工業クラブ総会や北エテクノフェアの司会進行を担当する。

(経費および会計)

第8条 工業クラブの経費は、年会費をもって充てる。

2. 会計は、顧問が行う。
3. 予算の支出については、校長、教頭、事務長の承認を得なければならない。
4. 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
5. 会計年度末において、校長の指名する職員の監査を受けなければならない。

(規約改正)

第9条 規約の改正は、役員会において審議し、総会の承認を得なければならない。

(付則)

1. 本規約は、平成20年4月1日より施行する。
2. 本規約は、平成22年4月1日一部改正。
3. 本規約は、令和4年4月1日一部改正。